

市町村民税 給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書  
道府県民税 特別徴収

付 印  
受 5

整理番号

令和 年 月 日提出	宛先) 印南町長	給与支払者 (特別徴収義務者)	住所又は所在地	〒										担当者	氏名	電話	係	4年度	特別徴収指定番号	
			氏名又は名称														5年度	特別徴収指定番号		
			個人番号又は法人番号																	

給与所得者	フリガナ	新姓		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法	1月1日以降退職時までの給与支払額
	氏名	姓	名	円	月分から 月分まで	円	年 月 日	1 転勤 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 その他 a.支払小額 b.支払不定期 c.上記以外( )	1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収 (本人が納付する)	円
	生年月日	大・昭・平 年 月 日生								控除社会保険料額
	個人番号									円
	住所	1月1日現在 異動後								

① 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

(特別徴収義務者)	特別徴収指定番号	法人番号										新しい勤務先へは、月額割 円を			
	所在地	〒										月分 (翌月10日納期限) から徴収し、納入するよう連絡済みです。			
	フリガナ											受給者番号			
	氏名又は名称											担当者連絡先	所属 氏名 電話	内線 ( )	納入書の可否

② 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

理由	該当する項目に○をしてください。 1. 異動年月日が12月31日までで、一括徴収の申出があったため。 2. 異動年月日が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため。	徴収予定月日	月 日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	円	左記の一括徴収した税額は、 月分 (翌月10日納期限) で 納入します。
----	--	--------	-----	------------------	---	--

③ 普通徴収の (一括徴収しない) 場合 (①、②に該当しない場合に記入してください。)

理由	該当する項目に○をしてください。なお異動年月日が1月1日~4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1. 異動年月日が6月1日から12月31日までで、一括徴収の申出がないため。 2. 異動年月日が1月1日から4月30日までで、給与及び退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため。 3. 死亡による退職であるため。	旧特別徴収処理欄	4年度	月分以降 の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他	点 検
			5年度	月分以降 の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他	点 検

記載注意

- この届出書は給与支払報告に係る給与所得者異動届出書と特別徴収に係る給与所得者異動届出書が同じ様式になっています。異動届出書は給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月10日までにそれぞれ関係市区町村へ提出してください。
- 太線  で囲んでいる部分についてのみ記載してください。
- 「1月1日以降退職時までの給与支払額」欄には、退職により給与の支払を受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時までに支払の確定した給与の額を、「控除社会保険料額」欄には、その年の1月1日から退職時までに給与から控除した社会保険料の額を記載してください。

退職の日が一月一日から四月三十日までの間の方については、本人からの申出がない場合であつても、必ず残税額をまとめて徴収してください。

※退職者については、この異動届出書とは別に、翌年の一月三十一日までに給与支払報告書(個人別明細書及び総括表)の提出が必要です。(二月三十一日が土曜日・日曜日の場合は、二月第一月曜日が提出期限となります。)

A	B	C	D	E	F